應劭『風俗通義』十反篇訳注稿(中)

道家春代

一九九六年)、王利器『風俗通義校注』(中華書局、一九八一大學中國文化研究所『風俗通義逐字索引』(香港·商務印書館、表校釋』(天津人民出版社、一九八○年)を用い、香港中文義校釋』(天津人民出版社、一九八○年)を用い、香港中文の「上」は『名古屋大學中國語學文學論集』第二十二輯(二○一○年)は『名古屋大學中國語學文學論集』第二十二輯(二○一○年)は『名古屋大學中國語學文學論集』第二十二輯(二○一○年)は『名古屋大學中國語學文學論集』第二十三篇の訳注である。

及び季嘉玲「風俗通義校注」(『臺灣師範大學研究所集刊』第年)、趙泓『風俗通義全訳』(貴州人民出版社、一九九八年)、

俗通義校箋」(学術書林、一九九六年)は入手できず、見る

二十一號、一九七七年)を参照した。残念ながら朱季海『風

ことができなかった。

目次

2 (巴郡太守太山但望伯門…)

3 (豫章太守汝南封祈武興…)

4(河内太守廬江周景仲嚮…)

5 (安定太守汝南胡伊伯…)

6(宗正南陽劉祖奉…)

以下(下)

2 (巴郡太守太山但望伯門…)

人緊獄(3)、望自劾去、星行電征、數日歸趨詣府、露首肉巴郡太守太山但望伯門(1) 爲司徒掾(2)、同産子作客殺

自説「弟薄命早亡、以孤爲託、無義方之教(7)、自陷罪惡。袒(4)、辭謝太守太尉李固(5)、謝與相見(6)、頓頭流血、

公達於原度、即活出之(9)。 息男穿既與知情(8)、幸有微胤、乞以代之。」言甚哀切、李

能枉憲乎。」遂斃于獄。弟婦不哭死子、而哭孟玉、世人誤之、 請、又不辭謝、亮告賓客、「周孟玉欲作抗直、不恤其親、我何 捕得。太守盛亮陰爲宿留、糾亦自劾去詣府、亮與相見、不乞 高唐令樂安(10)周糾孟玉爲大將軍掾(11)、弟子使客殺人、

注

猶以爲高

(1)『太平御覽』四二一引く『風俗通』「任望字伯闓」に作る。『華 巴郡太守。_ 陽國志」一巴志七「孝桓帝以并州刺史泰山但望字伯闔爲

(2)『後漢書』百官志一「司徒、公一人。本注曰掌人民事。 …長史一人千石。掾屬三十一人。」

(3) 『太平御覽』 「同産弟子殺人緊獄」に作る。

 $\widehat{4}$ 盡也。」『史記』廉頗藺相如列傳「靡頗聞之、 之至也、服也。拜、服也。稽首、服之甚也。肉袒、服之 『禮記』郊特牲「君再拜稽首、肉袒親割、敬之至也。敬 肉袒負荊

因賓客至藺相如門謝罪。」索隱「肉袒者、謂袒衣而露肉也。

負荊者、

荊

楚也、可以爲鞭。」

- (5) 『太平御覽』 「太尉」の二字無し。 『後漢書』 李杜列傳 「李 ——一四一)、荊州盗賊起、彌年不定、乃以固爲荊州刺史。 固字子堅、漢中南鄭人、司徒郃之子也。 …永和中(一三六
- 大將軍梁冀潛行鴆弑、帝崩于玉堂前殿、年九歳。丁亥太 太尉、參錄尚書事。…本初元年(一四六)六月閏月甲申 質帝紀「建康元年(一四四)八月丁丑、…大司農李固爲 …(梁)冀遂令徙固爲太山太守。」『後漢書』孝順孝沖孝
- (7)『春秋左氏傳』隱公三年「石碏諫曰臣聞、 (6) 『太平御覽』 「謝」を「請」に作る。 義方、弗納於邪。」『國語』周語下「單穆公曰…上得民心、 愛子、

尉李固免。」

(8)『後漢書』鄭孔荀列傳「(孔) 交關三日已上、皆應知情。」 融乃獨議曰…漢律與罪人

以殖義方。」韋昭注「殖、立也。方、道也。」

(9) 『太平御覽』 「李公於是原活出之」 に作る。

- (1) 『後漢書』郡國志四によれば、高唐縣は平原郡に属す。平 原郡、樂安國ともに青州に属す。臨濟縣は樂安國に属す。
- (11)『後漢書』陳王列傳「陳蕃字仲舉、汝南平與人也。…太 尉李固表薦、徵拜議郎、再遷爲樂安太守。…郡人周璆、

教之以

潔之士、前後郡守招命莫肯至、唯蕃能致焉。字而 事情を追究して

不名、特爲置一榻、去則縣之。璆字孟玉、臨濟人。」『太

に作る。王利器は孫詒讓『札迻』に従い、「糾」の糸偏を平御覽』五一二引く『風俗通』「周玘字孟玉爲右將軍掾」

玉偏に作る。

(1)

は、そのですが同じが、背上に、ませんであったは、対している。 は自らの罪をあばいて辞職し、流星電光の如く旅路を急望は自らの罪をあばいて辞職し、流星電光の如く旅路を急いが、数日で故郷に帰りつき、郡府に参上した。頭巾を脱いであった時、同母兄弟の息子が殺人を犯して獄に繋がれた。但後に巴郡太守となった太山郡の但望字伯門が司徒の掾属で

「弟は薄命で子供を私に託して早くに亡くなりました。しか土下座して流血するまで頭を地面に打ち付け、自ら説くには、守、後の太尉李固に罪を請うた。接見してもらった事を謝し、

謹按、

春秋、

叔牙爲慶父、

殺般・閔公(1)、大惡之甚。

し私が人の道を教えることができず、自ら道を踏み外して罪

せて下さい。」その言葉は甚だ哀切だったので、太守李公はをもうけております。どうか甥の代わりに息子に罪を受けさ「知情」として関与していることになります。幸いに後嗣ぎ惡を犯しました。私の息子の穿は甥と同居しておりますから

而 事情を追究して甥を釈放した。

後の高唐令、楽安郡の周糾字孟玉が大将軍の掾属であった

堅持することを望み、自分の親属を憐れまない以上、私が法罪もしなかった。盛亮は自分の資客たちに「周孟玉が正義をした。しかし盛亮が接見しても、甥の命乞いもせず、また謝した。のかし盛亮が接見しても、甥の命乞いもせず、また謝い、弟の子が人を使って殺人を犯し、逮捕された。楽安太守時、弟の子が人を使って殺人を犯し、逮捕された。楽安太守

の人はこの周糾の行動を誤って高く評価している。とだ。弟の妻は息子の死に哭泣せず、孟玉には哭泣した。世を枉げることができようか」と告げた。周糾の甥は獄中で死堅持することを望み、自分の親属を憐れまない以上、私が法罪もしなかった。盛亮は自分の資客たちに「唐孟玉が正義を罪もしなかった。盛亮は自分の資客たちに「唐孟玉が正義を

州吁既殺其君、而虐用其人(4)、石碏惡之、而厚與焉、大而季子緣獄有所歸、不探其情(2)、緩追逸賊、親親之道(3)。

樂羊爲魏伐中山、歠其子羹、文侯壯其功而疑其心。秦西巴觸情外露、義動君子、合禮中矣。周糾苟執果毅、忽如路人。昔王誅宜耳(6)。今二家之子、幸非元惡、但望誠心内發、哀義滅親、君子猶曰、〔純臣之道備矣。〕(5) 於恩未也。君親無將

命放獸、 譏無惻隱之心 (8)。傳曰、「於厚者薄、 則無所不薄矣 (9)。」 而孟氏旋進其位。麑猶不忍、況弟子乎 (7)。孟軻

(注)

(1)『春秋左氏傳』莊公三十二年、閔公二年に見える。呉

と叔牙は魯の莊公の異母弟。季子(季友)は莊公の同母 公大惡之甚」と句切るが、やはり意味が通じない。慶父 事実とは異なる。王利器と趙泓は「叔牙爲慶父殺般、閔 樹平は「叔牙爲慶父殺般・閔公、大惡之甚」と句切るが

す。子般を立てたい莊公の意思を汲んで、季友はその後 について相談された叔牙は慶父を推し、季友は子般を推 弟。般(子般)と閔公は莊公の子。莊公の臨終に後継者

嗣を存続させることを引き替えに、叔牙に毒をあおらせ

て死なす。莊公の死後即位した子般を、慶父が子般に恨

それをきいた季友が帰国し、僖公(莊公の子)を立てる 逃げ、閔公が即位した。慶父は閔公を人に殺させ逃げた。 みを持つ圉人(飼馬官)の犖に殺させると、季友は陳に

(2) 『春秋公羊傳』 閔公元年「春王正月。公何以不言即位。 繼弑君、不言即位。孰繼、繼子般也。孰弑子般。慶父也。

て立ち、先君の恨みがある鄭を攻めることによって諸侯

と慶父は逃亡先で自殺した。

にいなかった。 とらえて罪を帰した。ただしこの時季子は陳に逃れて魯 ったため、事件の深層を探らず、下手人の鄧扈樂だけを れた鄧扈樂(圉人犖)であった。慶父は閔公の親族であ たのは慶父であるが、実際に手を下したのは慶父に唆さ 親親之道也。惡乎歸獄。歸獄僕人鄧扈樂。」閔公を弑し …慶父弑君、 何以不誅。…因獄有所歸、不探其情而誅焉、

(3)『公羊傳』閔公二年「秋八月辛丑公薨。公薨何以不地 隱之也。何隱爾、弑也。孰弑之、慶父也。…慶父弑二君; 何以不誅。將而不免、遏悪也。既而不可及、緩追逸賊

(4) 『左氏傳』隱公四年「春、衞州吁弑桓公而立。…公問於 愛妾の子州吁を可愛がった。大夫の石碏は乱の元である 於是乎不務令德、而欲以亂成、必不免矣。」衞の莊公は 衆仲曰衞州吁其成乎。對曰…夫州吁弑其君、 親親之道也。」

州吁と交際するのを禁じたが聞かない。莊公の後を継い で桓公が即位すると石碏は引退した。州吁は桓公を弑し と諫めたが、莊公は聞き入れなかった。石碏は子の厚が 而虐用其民。

に行くと、石碏は陳に二人を捕らえてもらい、衞は使い の支持を得、自国の民を安定させようとしたができなか った。石厚が父に助言を求めると、石碏は陳に仲介を頼 んで周王に謁見するようにいった。州吁が厚とともに陳

(5) | 左氏傳』 隱公四年 「君子曰石碏純臣也。惡州吁而厚與 焉。大義滅親、其是之謂乎。」

を送って二人を殺した。『左氏傳』隱公三、四年に見える。

(6) 呉樹平、王利器ともに「王」の字は「將」の誤りという。 これに従う。『公羊傳』莊公三十二年「俄而牙弑械成、季

主君と親の殺害を企てたものは誅されなければならない 死なせた。たとえ「將にせんとす(未遂)」であっても する準備を整えたので、季子(季友)は彼に毒を飲ませ 親無將、將而誅焉。」公子牙(叔牙)が病床の莊公を弑 子和藥而飲之。…公子牙今將爾、辭曷爲與親弑者同。君

(7) 『韓非子』説林上「樂羊爲魏將而攻中山、其子在中山、 之、且誰不食。樂羊罷中山、文侯賞其功而疑其心。孟孫 文侯謂堵師贊曰樂羊以我故而食其子之肉。答曰其子而食 中山之君烹其子而遺之羹。樂羊坐於幕下而啜之、盡一杯。

という議論

以爲子傅何也。孟孫曰夫不忍麑、又且忍吾子乎。故曰巧 逐之。居三月、復召以爲其子傅。其御曰嚢將罪之、今召 與之。孟孫歸、至而求麑。答曰余弗忍而與其母。孟孫大怒、 獵得麑、使秦西巴持之歸、其母隨之而啼。秦西巴弗忍而

(8) 『孟子』公孫丑上「無惻隠之心、非人也。」 **詐不如拙誠。樂羊以有功見疑、秦西巴以有罪益信。**」

(9) 『孟子』 盡心上「孟子曰於不可已而已者、無所不已。於 所厚者薄、無所不薄也。其進鋭者、其退速。」

公の後を継いで即位した)子般と閔公を殺したが、それは大 う画策した (が失敗して自殺に追い込まれた)。慶父は (荘 る。魯の荘公の異母弟叔牙は、同母兄慶父が後を嗣ぐようよ 訳 謹んで考究いたします。『春秋』に次の事件が記載されてい

悪中の大悪である。しかし荘公の同母弟季子は、、慶父に唆さ

は、(荘公に寵愛されて増長し) 荘公の後を継いだ桓公を弑し、 属を大切にする)の道」である。衛の荘公の愛妾の子州吁 っくり追跡して逃し自殺するよう仕向けた。これは、「親親(親 かった。また、慶父が閔公を殺した後国外に逃亡すると、ゆ れて子般を殺した)下手人に罪を着せ、事件の真相を探らな

の振る舞いを憎み、息子の石厚もろともに、計略を立てて殺 が州吁と交際するのを止められなかった)大夫の石碏は州吁 愛することが危険だと諌めていたが聞かれず、また息子石厚 民を(戦に駆り出して)虐用した。(荘公の生前より州吁を竈 孟孫は怒って秦西巴を放逐したが、後に呼び戻して自分の子

孟子は「惻隠の心の無きは人に非ず」と譏った。 られないのだ、ましてや弟の子を憐れむのは当然のことだ。 に云う「情を厚くするべき相手に薄情ならば、 の傅(お守り役)に取り立てた。子鹿にも憐れみの情を抑え 誰に対しても 経伝(『孟子』)

については全うしていない。(春秋の義では)主君と親につい

を「純臣の道を完備した」と賞賛した。しかし、

親子の恩愛

薄情に違いない」と。

させた。大義の為に親子の情を棄てたのである。君子は石碏

ては「殺害未遂」はなく、「殺害の企て」をしただけでも誅殺

されなければならない。今、但望と周糾の甥は、幸いにもこ

発し、甥の命を哀れむ情が外に表れ、その義が君子を動かし の最大悪を犯したのではない。但望の甥を思う真心が内より

たのは、 親親という礼に合致している。周糾のほうは、一旦

伐した時、 は果敢に職を辞して郡に駆けつけておきながら、たちまち赤 の他人のようにふるまった。昔楽羊が魏の将として中山を討 中山の君は楽羊の子を煮殺して作った羹を楽羊に

を持っているだろうかと疑った。秦西巴は主君孟孫の命令に 羊の功を称える一方、親子の情も持たない楽羊が主君に忠心 贈った。楽羊はその羹を啜った。 魏の文侯は中山を伐った楽

反して、生け捕りにした子鹿を哀れんで母鹿に返してやった。

3 (豫章太守汝南封祈武興…)

李倀所舉、函封未發、倀病物故 (2)。夫人於柩側下帷、見 豫章太守汝南封祈武興、泰山太守周乘子居 (1)、爲太守

六孝廉(3) 曰、「李氏蒙國厚恩、據重任、咨嘉休懿、

三孤、足統喪紀 (7)。正相追隨、蓬斅墳柏 (8)、何若曜德 歲貢、上欲報稱聖朝、下欲流惠氓隷 (4)。今李氏獲保首領 (5)、以天年終、 而諸君各懷進退、 未肯發引 (6)。妾幸有

王室、昭顯亡者、亡者有靈、實寵頼之。歿而不朽、此其然乎。」

孔叔留隨轜柩 (1)。乘拜郎、 於是周乘顧謂左右「諸君欲行、 哀惻(9)。」乘與鄭伯堅即日辭行、祈與黄叔度、 遷陵長 周乘當止者、 (11)、治無異稱、 莫逮郎君、 郅伯嚮、

薄之、某官(12)。與祈相反、倶爲侍御史・公車令(13)、享

相授

相位焉。

而乘囂然要勒同儕、去喪即寵、謂能有功異也、明試無效、亦焉(15)。」春秋國語「民生於三、事之如一(16)。」禮「斬衰、惡大夫衆臣爲其君(17)。」乘雖見察授、函封未發、未離陪款(18)、不與賓于王爵。諸臨城社、民神之主也(19)、義當讓按、孝經「資於事父以事君(4)。」「君親臨之、厚莫重謹按、孝經「資於事父以事君(4)。」「君親臨之、厚莫重

注

旋告退、安在其顯君父德美之有。

(1) 封祈、不詳。『世説新語』賞譽「陳仲舉嘗歎曰周子居立、非陳仲舉・黄叔度之儔則不交也。仲舉嘗歎曰周子居立、非陳仲舉・黄叔度之儔則不交也。仲舉嘗歎曰若周子居立、非陳仲舉・黃叔度之儔則不交也。仲舉嘗歎曰若周子居者、眞治國之器也。爲太山太守、甚有惠政。」劉孝標注「汝者、眞治國之器也。爲太山太守、甚有惠政。」劉孝標注「汝者、眞治國之器也。爲太山太守、甚有惠政。」

以天年終。而諸君各懷進退、未肯發引。二人則因而辭行、从善、相授歲貢、欲報聖朝、下啓流惠。今李氏獲保首領、汝南封新・太山日爽等爲孝廉、日李氏蒙國厚恩、授重任、浴嘉、入於柩側、卜帷見孝廉、日李氏蒙國厚恩、授重任、浴嘉之)『北堂書鈔』七九「歲貢、風俗通云、豫章太守李章、舉之)』北堂書鈔』七九「歲貢、風俗通云、豫章太守李章、舉之)

黄向孔等留、隨輌柩之行也。」

(3)『後漢書』桓榮丁鴻列傳「(和帝)時大郡口五六十萬舉等廉二人、小郡口二十萬并有蠻夷者亦舉二人。帝以爲不均、下公卿會議。(丁)鴻與司空劉方上言、…自今郡國率二十萬口歲舉孝廉一人、四十萬二人、不清二十萬二歲一人、不滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、不滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、不滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、不滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、不滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、不滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、不滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、本滿十萬三歲一人。帝從之。』『後漢書』郡國志二「汝南郡、不有山者、莫恤居。於是與伯堅即日辭行。封黄四人留隨來事。見杜元凱女誠。』

歿、唯是春秋所以從先君者、請爲靈若厲。」韋昭注「保(5)『國語』楚語上「恭王有疾、召大夫曰…若得保其首領以淳曰甿古氓字。氓人也。」

首領、

免刑誅也。」

- (6)『後漢譽』獨行列傳「(范)式便服朋友之服、投其葬日、 馳往赴之。式未及到、 、而喪已發引、既至擴、將窆、 而柩
- (7)『禮記』文王世子「喪紀以服之輕重爲序、不奪人親也。」 不肯進。

鄭注「紀猶事也。

- 8 首效力于喪事」と解釈する。王利器は「正」の字を「止」 「斅」は「效」の意としてこの二句を「諸君相追隨、蓬 呉樹平は「正」の字を「君」に作るべきといい、また
- 作るべきという。王利器に従う。賈鄒枚路傳「爲葬薶之 修至於此、使其後世曾不得蓬顆蔽冢而託葬焉。」顏師古 注「顆謂土塊也。蓬顆、言塊上生蓬者耳。」

に、「

、「

、」は

『漢書

『

賈山傳を引いて土塊の意の

「

類」に

- 9 おそらく脱誤が多く、意味が取りにくい。
- (10) 『後漢書』周黄徐姜申屠列傳「黄憲字叔度、 張王种陳列傳「王襲…建光元年 (一二一)、擢爲司隷校尉 暫到京師而還、竟無所就。年四十八終、天下號曰徵君。**」** 也。…憲初舉孝廉、又辟公府、友人勸其仕、憲亦不拒之、 汝南愼陽人

陳蕃等。憲雖不屈、蕃遂就吏。」鄭伯堅、郅伯嚮、盛孔 明年遷汝南太守。政崇温和、好才愛士、引進郡人黄憲

叔は不詳

- 11 (12) 脱誤があると見られ、意味が取りにくい。呉樹平と王 呉樹平、後漢に陵縣はないので、上に一字脱落してい
- (13)『太平御覧』二三〇「續漢書曰、周垂字子居、拜侍御史、公 徼夜宮中、天下上事及闕下、凡所徵召、皆揔領之。李郃 公車司馬令、周官也。秩六百石、冠一梁、掌殿司馬門、 車司馬令。不畏強禦、以是見怨於幸臣。應劭漢官儀曰、 全書本は「某官…侍御史」を「乃棄官去、祈後爲侍御史」 利器ともに「意亦薄之。某官與祈相反」と句切る。四庫 て訳す。按文の末に「亦旋告退」とあるのにも照応する。 に作る。今、「某」字を「棄」とし、「棄官」を上句に付け
- (4)『孝經』士章「資於事父以事母而愛同、資於事父以事君 以公車司馬入爲侍。」
- (15) 『孝經』聖治章「父子之道天性也、君臣之義也。父母生之、 恩義之厚、莫重於斯。」 續莫大焉。 君親臨之、厚莫重焉。」注「謂父爲君、以臨於己、

(16) 【國語】晉語一「(欒共子)辭曰成聞之、民生於三、事之如

教不知生之族也、故壹事之。」一。父生之、師教之、君食之。非父不生、非食不長、非

(17)『儀禮』喪服「公士大夫之衆臣、爲其君布帶繩屦。」

(18)「陪隷」は卑吏。王利器は「郡国の吏」という。過譽篇

「長沙太守汝南郅惲君章」の按語に既出。

(19) 王利器、趙泓は「爵」の字を下句に付ける。『逐字索引』

も下句に付け、「民」と「神」を同格にする。呉樹平に従う。

俗、豈不謬哉。」善注「風俗通曰子不以從令爲孝。後主固宜是革、浸以爲(20) 王融「永明九年策秀才文」「兼貧擅富、浸以爲俗。」李

(Till)

されたが、推挙文の入った文書箱が都に発送されないうち守となった周乗字子居は、汝南太守李倀によって孝廉に推挙後に豫章太守となった汝南郡の封祈字武興と、後に太山太

下ろして、六人の孝廉に見え云った。「李氏は国家の厚恩を蒙に、李倀が病没してしまった。李倀夫人は柩の傍らで帷帳をされたが、推挙文の入った文書籍が都に発送されないうち

渡らせようとしました。今李氏は幸運にも罪を犯して誅を被を推挙し、上は聖朝の恩に報い、下は国家の恵を人民に行きり、太守という重任を担い、国家の善美を称え、歳々に孝廉

ことができません。私には幸い三人の遺児がおり、葬礼を執がら、諸君のおのおの進退問題が決しないうちは、出棺するることもなく、天寿を全うすることができました。しかしな

かし、(諸君を推挙した)亡者を顕彰することに及びましょう生え柏が茂るまでここに止まることは、諸君が朝廷に徳を輝

り行うことができます。諸君が葬儀に付き従い、墳丘に蓬が

いでしょうか。」すると周乗は左右を顧みて「諸君が都に行することでしょう。『没してなお朽ちず』とはこのことではなか。亡き夫に霊魂があれば、まことにそれを光栄とし頼みに

伯堅は即日辞去して旅立ち、封祈、黄叔度、郅伯嚮、盛孔叔惻を尽くされるのには及ばないだろう」と云った。周乗と鄭くなら、私は止まるべきだろうが、そうしても若様たちが哀い。

は役不足と考え官を棄てた。封祈とは行動が相反していたが、に遷ったが、その治政にはこれと云った名声もなく、自分には留まって葬送に随った。周乗は郎の職を拝受し、陵県の長

は無い」と、『春秋』と『国語』には「民は父師君の三者によ事える」「君と親が下さる恩愛は、これ以上に厚く重いもの謹んで考究いたします。『孝経』に「父に事えるように君に

二人ともに侍御史、公車令となり、相の位を享けた。

って生きている、ゆえに三者に同じように事える」と、『儀礼』 4

には「公・士・大夫の衆臣は主君の為に(五服のうち最も重 い喪服である)斬衰を身につける」という。周乗は朝廷に推

挙されたとはいえ、文書箱はまだ朝廷に届いていないのだか

ら、地方長官の下吏の身分を離れておらず、朝廷の爵位に預

詣り、その地の民と神のことを主掌しなければならない。ま かっていない。(依然として) それぞれその地の神を祀る社に

た、義として当然現在の主君の喪に服し、その葬祭に関与し

孝としないのである。しかるに周乗はわが意を得たりとばか れたとはいえ、そもそも子は親の言いつけに従うことのみを なければならない。夫人から懇切に出立するよう説いて下さ

りに仲間を抑えつけ、主君の亡骸のもとを去って朝廷の寵に

れたのに、さしたる功績もあげることもなく、向きを変えて いたのだろう。ところが県長として能力を試す機会を与えら ついたが、自分には優れた功績をあげる能力があると思って

辞職してしまった。これでどこが君父の徳美を宣揚したとい

うのか。

(河内太守廬江周景仲嚮…)

皆令平仰(2)、言笑宴宴(3)、如是三四。臨發、 河内太守廬江周景仲嚮(1)、毎舉孝廉、請之上堂、家人宴飲、 贈以衣齊

(4)、皆出自中。子弟中外、過歷職署、踰於所望。曰「移臣

作子、於之何有。」

無所寵拔、曰「我已舉若、豈可令恩偏積於一門乎。」

河内太守司徒潁川韓演伯南(5)、舉孝廉、

唯臨辭一

與相見

謹按、春秋左氏傳「夫舉無他也、唯善所在、親疎一也 (6)°

建一官而三物成。」晉國賴之、君子歸焉 (7)。蓋人君者關門 「祈奚稱其讎、不爲諂、立其子、不爲比、舉其偏、不爲黨。

適也、無莫也(11)。周景不綜臧否、而務蘊崇之(12)、韓演 開窻(8)、號咷博求(9)、得賢而賞、聞善若驚(10)、無

不唯善是務、越此一槩(13)。夫不擇而疆用之(14)、與可用

而敗之、其罪一也。

注

(1)『後漢書』袁張韓周列傳「周榮字平孫、廬江舒人也。…(榮 守。好賢愛士、 孫) 景字仲饗、 其拔才薦善、常恐不及。毎至歳時、 辟大將軍梁冀府、 稍遷豫州刺史、 河内太 延請

舉吏入上後堂、

與共宴會、

如此數四、乃遣之。贈送什物

貫、若之何不厚。 無不充備。既而選其父兄子弟、事相優異。常稱曰臣子同 先是司徒韓演在河内、志在無私、舉吏

當行、

一辭而已、

恩亦不及其家。曰我舉若可矣、豈可令

れば景は瑜の從祖父。裴松之注引く張璠『漢紀』にもこ

循積一門。故當時論者議此二人。」 『三國志』 周瑜傳によ

のことをのせ「當時論者、或兩譏焉」という。

(2) 『三國志』王粲傳裴注引く『典略』 「太子嘗請諸文學、 酒酣坐歡、 命夫人甄氏出拜。坐中衆人咸伏、而槙獨平視。

太祖聞之、

乃收楨、

減死輸作。」また『質別傳』「帝嘗召

質及曹休歡會、 親如此。 命郭后出見質等。帝曰卿仰諦視之。其至

(3) 『詩經』 衞風氓「總角之宴、言笑晏晏、信誓旦旦。」 毛傳 「晏 晏和柔也。」

(4) 『晏子春秋』諫上五「辟拂嗛齊」張純一校注「齊即資之 資糧也。 假字也。…左傳僖公三十三年、惟是晡資餼牽竭焉、 杜注、

午得位、

伯華得官。建一官而三物成。」

(5) 『後漢書』 袁張韓周列傳「(韓) 棱孫演、順帝時爲丹陽太守、 罪、以減死論、 政有能名。 桓帝時爲司徒。 遺歸本郡。後復徴拜司隷校尉。」韓棱の 大將軍梁冀被誅、 演坐阿黨抵

> 六月、司空房植免、太常韓縯爲司徒。…三年 ことは「過譽篇」に見える。孝桓帝紀「永霽元年(一五五) (一五七)

(一五九) 秋七月…大將軍梁冀爲亂。…司徒韓縯、 冬十一月、司徒尹頌薨、…司空韓縯爲司徒。…延熹二年 司空

(6)『春秋左氏傳』昭公二十八年「(成轉)對(魏獻子)曰 夫舉無他、唯善所在、親疏一也。」

孫朗下獄。」

に死去した。そこで自分の子の午を推した。また補佐役 後任に自分の仇敵解狐を推薦したが、解狐は任に就く前 (7) 『左氏傳』 襄公三年「(晉の中軍尉祁奚が引退を願い出、

書曰無偏無黨、王道蕩蕩、其祁奚之謂矣。 善矣。稱其讎不爲諂、立其子不爲比、 於是使祁午爲中軍尉、羊舌赤佐之。君子謂祁奚於是能舉 の羊舌職も死去したので職の子の赤(伯華)を推薦した。) 舉其偏不爲黨。 解狐得舉、 祁

(8) 『尚書』舜典「月正元日、舜格于文祖。 四方之門未開者、 明四目、 達四聰。」孔傳「詢謀也。 廣致衆賢。廣視聽於四方、使天下無壅 謀政治於四岳 詢于四岳、闢四門。

- 发出发烹、发伏发吾、二人司(4、丰川所)6。|(9)『周易』繁辭傳上「同人、先號咷而後笑。子曰君子之道、
- (10)『國語』楚語下「〈藍尹亹〉對〈子西〉曰…夫闛廬…聞一或出或處、或默或語、二人同心、其利斷金。」
- 之與比。」正義「適、厚也。莫、薄也。」(11)『論語』里仁「子曰君子之於天下也、無適也、無莫也、義
- (12)『左氏傳』隱公六年「周任有言、曰爲國家者、見惡如農

奇言之。 | 土頂主「芝川也。長殳也。瘟責也。呉줂也。 | 夫之務去草焉、芟夷蘊崇之、絶其本根、勿使能殖、則善

者信矣。」杜預注「芟刈也。夷殺也。蘊積也。崇聚也。」

辭』九章懷沙「同糅玉石兮、一槩而相量。」王逸注「忠(13)「槩」は穀物をますで量るときに上を平にならす棒。『楚

誤りとする。(4)「疆」、呉樹平は「彊」に読むという。王利器は「彊」の

訳

孝廉には顔を上げて家族と普通に向き合わせ、和やかに言笑孝廉を招いて正堂にあげ、家人たちと宴を開いて飲食させた。河内太守の廬江郡の周景字仲嚮は、毎年孝廉を推挙すると、

て見送った。孝廉の子弟や母方の親類にも、本人たちの望み立する際には、衣服食糧を贈り、家族が皆家の奥から出てき

した。このようなことを三、四回繰り返した。孝廉が都に出

ように扱って、何が悪いことがあろう」と云っていた。を越える役職を与えて優遇した。そして「臣下を自分の子の

挨拶に接見するだけで、縁者を優遇して抜擢することも無か時、孝廉を推挙すると、孝廉が出立する際に一度だけ別れの後の司徒、潁川郡の韓演字伯南は、河内太守の職にあった

謹んで考究いたします。『春秋左氏伝』には「そもそも人材の一門だけに恩を与えることができようか」といっていた。

った。そして「私は既にあなたを推挙した、どうしてあなた

も他人も関係ない」とある。また晋の祈奚を褒めた君子の言を採り挙げるには人物の善かどうかだけが基準であり、親属

めではない。自分の子を後任にしたのは身内だからではな葉を載せている。「仇敵の解狐を褒めたのは主君にへつらうた

つのことが妥当こうわれた。| 晋国は折奚を言頼して、莒子はない。自分の後任という一つの官を建てることによって三い。部下の後任にその子を取り立てたのは徒党を組むためで

の賞賛を得た。そもそも人君というものは、門と窓を広く開つのことが妥当に行われた。」晋国は祈奚を信頼して、君子

一緒くたに切り捨てた。選ばずに強いて採用した周景も、採物の善し悪しを検討せずにどんどん山のように縁者を採用した。韓演は「基準は善だけ」に務めず、縁者は善きも悪きもた。韓演は「基準は善だけ」に務めず、縁者は 意味もないのである。周景は人いたらハッと反応し、近親も遠疎もないのである。周景は人

用すべきも棄てた韓演も、その罪は同一である。

5 (安定太守汝南胡伊伯…)

下位(8)。」獨行服事。後公黄瓊(9)大以爲恨、移書汝南占繁陳國(6)。紹曰「柳下惠不去父母之國(7)、君子不辭臣「我是宰士(4)、何可委質於二朝乎(5)。」因出門名戸、空虞放掾屬(3)。放遜位、自劾還家。郡以伊爲主簿、迎新太守、安定太守汝南胡伊伯(1)、建平長樊紹孟建(2)、俱爲司安定太守汝南胡伊伯(1)、建平長樊紹孟建(2)、俱爲司

論正主者吏 (10)、絶紹文書、而更辟伊。

靈帝之末、司徒掾弘農董君考上名典、君事不得自劾、暫以家會以禮遊引耳、其義不同於此。伊心明審、自求多福(15)。近以事人、故三黜而不去、孔子謂之不恭(13)。今紹見編(41)、孟軻稱不枉尺以直尋、況於枉尋以直尺(12)。柳下惠不枉道謹按、春秋尊公曰宰、其吏爲士(11)、言於四海無所不統焉。

無荖成人、尚有典刑(20)。」國之大綱也、可不申勍小懲而大郡用從事(19)、縣用府吏、上下溷淆、良可穢也。詩云「雖時公袁隗(17)意亦非之、然彈糾(18)。自是之後、彌以滋甚、急假。太守季崇請乞相見、潁領功曹、與俱班錄訖(16)、乃謝遣。

注

戒哉

21

利器とも、「伯」字の下に「建」字が脱落しているとする。(1) 安定郡は涼州に、汝南郡は豫州に属す。呉樹平・王

(2) 建平県は豫州沛國に属す。樊紹は不詳。

これに従う。胡伊は不詳。

- (3)『後漢書』朱馮虞鄭周列傳「虞延字子大、陳留東昏人(3)『後漢書』朱馮虞鄭周列傳「虞延字子大、陳留東昏人(3)『後漢書』朱馮虞鄭周列傳「虞延字子大、陳留東昏人
- 微者序乎諸侯之上、尊王命也。臣幸得奉使、以督察公卿(4)『漢書』翟方進傳「司隷校尉涓勳奏言、春秋之義、王人

月、司空虞放免。前太尉黄瓊爲司空。」

以下爲職、今丞相宣請遣掾史、以宰士督察天子奉使命 大夫、甚誖逆順之理。」顔師古注「謂丞相掾史爲宰士者'

5 『國語』晉語九「委質爲臣、無有二心。委質而策死、古 言其宰相之屬官、而位爲士也。」

之法也。」韋昭注「質、贄也。士贄以雉、委贄而退。言 委贄於君、書名於册、示必死也。」王利器と趙泓は「二朝」

を「新旧二人の太守」とするが、按文は、州・郡・県の

勤めることを「上下溷淆、良可穢也」と批判しているの

それぞれの上級の役所で職を勤めた者が、下級の役所に

で、「朝廷の宰相(司徒)の府と郡府」と考えるのが妥当

(6)『潛夫論』實邊「内郡人將妻子來占著、五歳以上、

であろう

度其戸口而著名籍也。」陳國は豫州に属し、汝南郡の北 韶曰「…流民自占八萬餘口。」顏師古注「占者、謂自隱 居民同均、皆得選舉。」『漢書』宣帝紀「地節三年春三月 與

(7) 『論語』 微子「柳下惠爲士師、三黜。人曰子未可以去乎。 曰直道而事人、焉往而不三黜。枉道而事人、何必去父母

に接する

(8) 『孟子』 万章下「柳下惠不羞汚君、不辭小官。進不隱賢、 必以其道。遺佚而不怨、阨窮而不憫、與郷人處、 不忍去也。」公孫丑上「孟子曰伯夷非其君不事、非其友 由由然

…孟子曰伯夷隘、柳下惠不恭、隘與不恭、君子不由也。」

不友、…柳下惠不羞汚君、不卑小官。進不隱賢、必以其道。

(9) 『後漢書』 左周黄列傳「黄瓊字世英、江夏安陸人。」

愆禮篇「弘農太守河内呉匡伯康」「公車徴士豫章徐孺子」

の條に見える。

10 王利器は「移書汝南、論正主者吏」と句切り、「主者、猶

志一「司徒」條注「應劭曰…每歳州郡聽採長吏臧否、民 言主辦之人」とし、『後漢書』百官志一の注を引く。百官

所疾苦、還條奏之、是爲之舉謠言者也。頃者舉謠言者、

稱之、不善者各爾銜枚。大較皆取無名勢、其中或有愛憎 掾屬令史都會殿上、主者大言某州郡行状云何、善者同聲 微裁黜陟之闇昧也。」

(11)『春秋公羊傳』僖公九年「夏、公會宰周公・齊侯・宋子・ 加宰知其職大、尊重當與天子參聽萬機。」『公羊傳』隱 政者也。」何休解詁「宰猶治也。三公之職號尊名也。以 衞侯・鄭伯・許男・曹伯于葵丘。宰周公者何、天子之爲

公元年「秋七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之赗。宰者何、

子上士以名士通、中士以官録、下士略稱人。」官也。咺者何、名也。曷爲以官氏、宰士也。」何休解詁「天

(12)『孟子』 滕文公下「陳代曰不見諸侯、宜若小然。今一見

也。孟子曰…且夫枉尺而直尋者、以利言也。如以利、則之、大則以王、小則以霸。且志曰枉尺而直尋、宜若可爲

枉尋直尺而利、亦可爲與。」一尋は八尺。

(13) 注(8)参照。

義」という。 (4) 「編」の字、呉樹平は四庫全書本が「貶」に作るのを「近

(15) 『詩經』大雅文王「永言配命、自求多福。」

(16)『孟子』萬章下「北宮錡問日周室班爵禄也如之何。」趙注

班、列也。」

傅となったが、董卓に殺された。(17) 袁紹の叔父。靈帝時、二度司徒になり、靈帝の死後太

(18) 呉樹平は上下の繋がりから見て「然不彈糾」に作るべ

十二州、毎州刺史一人。…皆有從事史・假佐。本注曰員

百官志四「司隷校尉一人…從事史十二人。」百官志五「外

19

職略與司隷同。」

20

大雅蕩「雖無老成人、尚有典刑。」鄭箋「老成人謂若伊尹・

(21) 『周易』 繋辭下「子曰小人不恥不仁、不畏不義、不見利伊陟・臣扈之屬。雖無此臣、猶有常事故法、可案用也。」

不勸、不威不懲、小懲而大誠、此小人之福也。」

訳

なった樊紹字孟建は、倶に司空虞放の掾属となったが、虞放

後に安定太守となった汝南郡の胡伊字伯建と後に建平長と

! めて郡に仕えることができようか」と言って、汝南郡の戸したが、「私は宰士(天子の宰相の掾属)である。どうして改

た。汝南郡は胡伊を主簿に採用し、新任の太守を迎えようとは水害の責任を負って位を去り、自らの罪を暴いて家に帰っ

人に仕えるくらいなら父母の国を去る必要はない』といって樊紹は「魯の大夫柳下恵は、三度退けられても、『道を枉げて

籍から離脱し、家属を引き連れて北隣の陳国の戸籍に入った。

うこう 長い言葉に辛退しない つうごう こうこく こくりまこきを去らなかったし、また君子は(柳下恵がそうであったよ

行き任務についた。虞放の後任の司空黄瓊はこの言葉を大いうに)低い官職を辞退しないものだ」と云って、一人郡府に

に恨んで、汝南郡の長吏の善悪評価会を主導する者に書簡を

送り、樊紹を推薦する文書を破棄させ、改めて胡伊を掾属と

して召し出した

していることを示しているのである。孟子は一尺を枉げて一公の吏を士としているのは、四海のうちあまねく天子が統治謹んで考究いたします。『春秋』が公を尊重して宰といい、

度退けられても去らなかった、孔子(孟子)は彼のことをつうまでもない。柳下恵は道を枉げないで人に事えたので、三た。ましてや一尋を枉げて一尺を真っ直ぐにすることなどい尋(八尺)を真っ直ぐにするようなことをしないことを称え

心中を明らかにしてみれば、「自らもっと大きな福を求めた」で柳下恵の場合と同じではない。郡の主簿を辞退した胡伊のて、たまたま礼をもって郡に呼ばれたのであるから、義の上つしみがないと評した。今樊紹の場合は司空の掾属から退い

して自らの罪を暴くわけにはいけないので、暫時家に火急の董君が朝廷の名誉ある帳簿に載せられたが、主君の事件に関ことになるだろう。近くは霊帝の末年に、司徒掾属の弘農の

の大綱である。(「宰士」でありながら郡の長吏になった樊紹っても、尚お典刑(不変の刑法)がある」という。これは国いことになっている。大雅の蕩の詩に「老成の名臣が世を去いことになっている。大雅の蕩の詩に「老成の名臣が世を去いことになっている。大雅の蕩の詩に「老成の名臣が世を去いことになっている。大雅の湛を使い、県が郡の府吏を

6(宗正南陽劉祖奉…)

な誠めになるといえよう。

の)小さな罪を懲らしめたことは(大綱を守るという)大き

薛丞因前自白「今明公垂出、未有御者、雖云不敏、敢充人乏。」(5)、而當側身陪乘(6)、執策握革、有死而已、無能爲役。」社日「毘訓帝田脈」(4)」並昆甫訓「刁育何党裁學的『そ日

歳盡、倶舉孝廉。 周旋進對(7)、補察時闕、言出成謨、大見敬重、亦以祖爲高。 周旋進對(7)、補察時闕、言出成謨、大見敬重、亦以祖爲高。

謹案、周禮、保氏掌六藝之教、其一曰御(8)。

論語日

手続きが終わると、すぐに家に帰らせてもらった。当時、三季崇に面会を請われ、伏して功曹の職を拝領したが、就任の事が起こったとかこつけて休暇をもらって帰った。弘農太守

「吾何執、執御乎(9)。」子適衞、冉子僕(10)。有、政事之

握革、而辭讓之乎。凡黔首皆五帝子孫、何獨今之肺腑當見優大駕、大僕親御(41)、他出、奉車都尉(15)、寧可復言執策傳、晉悼公即位、程鄭爲乘馬御、訓羣翳知禮(13)。今國家士(11)、列于四友(12)。然猶御者、不爲役也。奉秋左氏士(11)、列于四友(12)。然猶御者、不爲役也。奉秋左氏

也(18)。臣不肯御、子豈可然。公孫遂偃蹇(19)不使、下時長吏(17)質樸、子皆駕御、故曰從兒。君臣父子、其揆一異也。宗廟之人、或在剛畝(16)、人之化也、何日之有。舊

是失政刑矣(21)。 陵上替、能無亂乎(20)。劉祖幸免罪戾、而見褒賞、公孫於

注

宗室名籍。」『通典』職官七「兩漢皆以皇族爲之、不以他掌序録王國嫡庶之次、及諸宗室親屬遠近、郡國歳因計上(1)『後漢書』百官志三「宗正、卿一人、中二千石。本注曰

族。」劉祖は不詳

官曰孝廉郎作、主羽林九百人。二監官屬史吏、皆自出羽監一人、六百石。本注曰主羽林左騎。丞一人。」注「漢羽林郎、比三百石。本注曰無員。掌宿衞侍從。…羽林左2) 百官志二「羽林中郎將、比二千石。本注曰主羽林郎。

林中、有材者作。」薛丞は不詳。

- 札也、自言於帝室猶肺札附於大材木也。」解云肺附謂肝肺相附著、猶言心膂也。一説肺謂斫木之肺解云肺附謂肝肺相附著、猶言心膂也。一説肺謂斫木之肺
- 御者を挟んで尊者が左、陪乘が右に乗る。王乘則持馬、行則陪乘。」鄭注「陪乘、參乘、謂車右也。」(6)『周禮』夏官司馬下「齊右、掌祭祀・會同・賓客前齊車、

是非禦侮耶。文王有四臣、以免虎口、丘亦四友、以禦侮。」

(7) 王利器は「進退」に作るべきという。これに従う。 徭者を挟んて尊者か左 廃棄か老に乗る。

- 乃教之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、(8)『周禮』地官司徒下「保氏、掌諫王惡。而養國子以道。
- (9)『論語』子罕「達巷黨人曰、大哉孔子、博学而無所成名。五曰六書、六曰九數。」
- (10)『論語』子路「子適衞、冉有僕。」孔曰「孔子之衞、冉

子聞之、謂門弟子曰、吾何執、執御乎、執射乎、吾執御矣。」

- 吾、돋戈・子貢。汝事、身育・唇各。女學、子휴・子夏。1(1)『論語』先進「德行、顔淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓。言有御。」
- 語、字我・子貢。政事、冉有・季路。文學、子游・子夏。」
- (12) 注(5)『尚書大傳』参照。ただし冉有は「四友」に入 っていない。王利器は「四友」は「四科」の誤りとする。 (18)『孟子』離婁下「先聖後聖、其揆一也。」趙岐注「揆度也。
- 之騶。周禮、諸侯有六閑馬。乘車尚禮容、故訓羣騶使知禮。」杜預注「程鄭苟氏別族、乘馬御、乘車之僕也。六騶六閑始命百官。…程鄭爲乘馬御、六騶屬焉、使訓羣騶知禮。」如,是秋左氏傳』成公十八年「二月乙酉朔、晉侯悼公即位于朝、
- 大駕、太僕校駕、法駕、黄門令校駕。」百官志二「太僕、八4)『後漢書』與服志上「乘與大駕、公卿奉引、太僕御、大(4)『後漢書』與服志上「乘與大駕、公卿奉引、太僕御、大之翳。唐禮「諱侯有六牒馬、乘車尚禮容 故訓羣縣使知禮。」

- 簿用。大駕則執馭。」卿一人、中二千石。本注曰掌車馬。天子毎出、奏駕上鹵卿一人、中二千石。本注曰掌車馬。天子毎出、奏駕上鹵
- 吾·雒陽令奉引、奉車郎御、侍中參乘。屬車三十六乘。J(15) 輿服志上「乘輿法駕、公卿不在鹵簿中。河南尹·執金
- 由欲亂民也。」韋昭注「賈侍中云一耦之發、廣尺深尺爲吠、(16)「甽」は「吠」に同じ。國語 周語ト「天所宗之子孫、或在畎畝、百官志二「奉車都尉、比二千石。本注曰無員。掌御乘興車。」
- 百歩爲畝。昭謂、下曰吠、高曰畝。畝壟也。」
- 皆有丞‧尉、秩四百石至二百石、是爲長吏。」(17)『漢書』百官公卿表上「縣令‧長、皆秦官、掌治其縣。
- 曰…偃蹇反俗、立致咎殃。」李賢注「偃蹇、驕傲也。」(19)『後漢書』文苑列傳下「(趙壹) 又作刺世疾邪賦、以舒其怨慣、言聖人之度量同也。」
- 上替、能無亂乎。」 (20)『左氏傳』昭公十八年「秋…閔子馬…又曰…於是乎下陵
- 民、刑以正邪、既無德政、又無威刑、是以及邪。」(21)『左氏傳』隱公十一年「君子謂鄭莊公失政刑矣。政以治

一部

後に宗正となった南陽郡の劉祖字奉が郡の属曹吏で、後の

左騎校尉薛丞字君卓が戸曹史であった時、南陽太守の公孫慶 左騎校尉薛丞字君卓が戸曹史であった時、南陽太守の公孫慶 で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと で進み出て自ら申し上げた、「今太守様がご出行なされようと

れた。

祖も高い評価を受けた。その歳末に二人は倶に孝廉に推挙さ

公孫慶は劉祖の驕傲に押されて彼を使うことができなかった。

員を埋めさせていただきたく存じます。」彼の立ち居振る舞いうのに御者がきまっておりません。不敏とはいえ、私が欠

政事の遺漏を察知し補う見識、具体的な案を提示する言

大いに敬重されたが、一方でまた御者の任を断った劉

葉は、

下が御者ができないというなら子がどうしてできるだろうか。 りの子)」と呼んでいた。 る長吏は質樸で、自分の息子に御者をさせ「従児(従者代わ るべきかつての天子の子孫でさえ民間で耕作することがある。 帝室の末葉だけが優遇されなければならないのか。宗廟を守 できようか。およそ人民は皆五帝の子孫である。なんで今の どうして「鞭を手に手綱を握る」からといって辞退すること 者を勤め、大駕以外のお出ましには奉車都尉がこれに当たる。 を教えた記事がある。現在、国家の大駕には、太僕が自ら御 し、程鄭を乗馬御に任じて、公の多数の馬の管理者たちに礼 左氏伝』成公十八年に、晋の悼公が即位し百官を始めて任命 四友に列せられている。とすれば御者は使役ではない。『春秋 ことが載せられている。冉有は先進篇で政事の士に数えられ 葉があり、子路篇に孔子が衛に行く時に冉有が御者を勤めた に「私は何を専門にしようか、御者をやろう」との孔子の言 る」とあり、 人の変転はいつでも起きるのである。 謹んで考究いたします。『周礼』に「保氏は六芸の教育を司 六芸の一つに「御」がある。『論語』の子罕篇 君臣と父子の道は同一である。 昔は県令の補佐にあた

褒賞を受けた。公孫慶はこれで政事と刑罰を適正に行うこと劉祖は幸いに罪を問われることなく、逆に孝廉に挙げられて下が上を侮り上が下にへりくだって乱が起きないはずがない。

に失敗したのである。

26